

旧警戒区域の介護施設に入所していた90歳近い高齢者が、原発事故直後の避難移動中に急性心筋梗塞により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を9割とした上で、相続人である申立人に1,620万円の死亡慰謝料が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A氏（以下「被相続人」という。）が、平成23年3月〇日に死亡し、
申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
(2) 申立人の知る限り、申立人が被相続人の唯一の相続人であること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1)損害項目	亡A氏死亡の慰謝料 (申立人固有の慰謝料を含む。)	金1620万円
(2)損害項目	亡A氏死亡による逸失利益	金76万9090円
(3)損害項目	葬儀費用・墓石工事費用	金220万円
(4)損害項目	亡A氏避難慰謝料	金12万円
期 間	自平成23年 3月11日 至平成23年 3月〇日	

3 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金額として、申立人に対し、金1928万9090円の支払義務があることを認める。

4 既払金

申立人及び被申立人は、第2項の損害に対する賠償金として、被申立人が、申立人に対し、金75万円を支払い済みであることを確認する。

5 支払方法

(省略)

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月6日

(仲介委員 井ノ上正男)